

○彦根市景観条例補助金交付要綱

別表第2(第4条関係)

種類	助成対象経費の種類	区分	金額	助成率・期間
協定団体活動	協定団体設立活動	均等割	50,000円/地区	活動経費の1/2以内 2か年を限度
	(1) 協定締結のための視察、講習会、研修会その他会議に要する経費 (2) アンケート調査および協定締結に必要な調査の実施に要する経費 (3) その他市長が必要と認める事業に要する経費	戸数割	500円/戸数	
	協定締結活動	均等割	50,000円/地区	活動経費の1/2以内 締結年度のみ
(1) 協定書作成のための会議等に要する経費 (2) 啓発に要する経費 (3) その他市長が必要と認める事業に要する経費	戸数割	500円/戸数		
協定実践活動	協定実践活動		20,000円/地区	活動経費の1/2以内 締結年度の翌年度から3か年
	(1) 協定実践のための研修会その他会議に要する経費 (2) 啓発に要する経費 (3) その他市長が必要と認める事業に要する経費			
市民団体活動	団体設立活動	均等割	50,000円/地区	活動経費の1/2以内 1か年を限度
	(1) 市民団体結成のための視察、講習会、研修会その他会議に要する経費 (2) アンケート調査および団体結成に必要な調査の実施に要する経費 (3) その他市長が必要と認める事業に要する経費	戸数割	500円/戸数	
	実践活動		20,000円/地区	活動経費の1/2以内 3か年を限度
	(1) 団体活動実施のための研修会その他会議に要する経費 (2) 啓発に要する経費 (3) その他市長が必要と認める事業に要する経費			